

「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

（主要な改訂箇所に青字・下線を付しています。）

＜改訂対象一覧＞

第２章 上場会社の決定事実

- １．発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し
- ８．株式の分割又は併合
- 13．公開買付け等に関する意見表明等
- 18．子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- 32．公認会計士等の異動
- 38．全部取得条項付種類株式の全部の取得（新設）
- 39．特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認（新設）

第３章 上場会社の発生事実

- 15．特別支配株主による株式等売渡請求等（新設）

第７章 企業行動規範の概要

【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】

【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

第９章 名証への提出書類

- ２．内国株式関係の提出書類一覧

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

- a 払込金額又は売価額の総額（新株予約権については、当該新株予約権の払込金額又は売価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上
- b 株主割当てによる場合
- c 買収防衛策の導入又は発動に伴う場合

※ 上記開示基準に該当しない場合であっても、第三者割当により上記決定を行う場合であって、① 希薄化率が25%以上となる時、② 支配株主の異動を伴うときは、開示することが必要となります。

【適時開示等規則第2条第1号a、同取扱い1(1)a】

上場会社が第三者割当により上記決定を行う場合は、以下の事項を記載することが義務付けられています。

- a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b 払込価額の算定根拠及びその具体的な内容
（名証が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、[監査等委員会](#)又は監査委員会の意見等を含む。）。
- c 企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由）
- d その他第三者割当について名証が投資判断上重要と認める事項

【適時開示等規則第2条、同取扱い1(3)】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注) 本項目の用語の定義は以下のとおりです。

※ 「第三者割当」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。

【適時開示等規則第21条】

※ 「MSCB等」とは、上場会社が第三者割当により発行する「CB等」であって、「CB等」に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

【適時開示等規則第10条、同取扱い6】

※ 「希薄化率」の算出方法については、「第7章 企業行動規範の概要【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項について】」を参照してください。

※ 本項目の事象による影響を踏まえると、当期業績予想に一定程度以上の変動が見込まれる場合には、別途「業績予想の修正」の開示も必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

① 事前相談について

本項目については、次のいずれかに該当する場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに（ニは公表予定日の3週間程度前までに）、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。なお、事前相談の際には、開示資料（案）を提出してください（説明の便宜のため必要がある場合は、スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの説明を記載した書面を用意してください。）。

イ 第三者割当による株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行に係る募集の場合

ロ 第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集の場合

ハ MSCB等の発行に係る募集の場合

ニ 買収防衛策の導入・発動に伴う株式、新株予約権の発行に係る募集の場合

ホ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は名証までお問合せください。）

なお、開示資料に十分な記載が行われない場合には、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

② 「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」と併せて他の項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「ストック・オプションの付与」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります。また、調達した資金の使途等によっても他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「新製品又は新技術の企業化」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「新たな事業の開始」等）に該当する場合があるほか、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した

場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細は、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

- ③ 本項目について、開示した後に、「開示事項の変更」として、開示することが義務付けられている事例としては、株式を引き受ける者の募集に際して、失権株が生じたことにより、募集新株式数に変更となった場合や、当初開示した資金使途を変更する場合等が含まれます。
- ④ 株主総会に係る基準日後に募集株式を取得する者に対し当該株主総会に係る議決権を付与するか否かについて記載してください。また、付与する場合は、その内容及び理由を記載してください。
- ⑤ 公募、売出しに際してグリーンシュール・オプションが付された場合には、買取引受による売出し分とオーバーアロットメント分のそれぞれの内容（売出人、数量、売出方法等）、オプションの内容（付与先、数量、行使期限）及びシンジケートカバー取引の内容（当該取引を行う場合がある旨、期間、買付予定市場）等の適切な開示が望まれます。
- ⑥ 上場株式とは異なる種類の株式を発行する場合には、当該種類株式の発行が、上場株式に与える影響及び上場株式の株主の権利等に照らして妥当と考える理由についても適切に開示を行うことが必要となります。
- ⑦ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合において発行する株式又は処分する自己株式の募集を行う場合の適時開示の取扱いや開示・記載上の注意に関しては、「12. 公開買付け又は自己株式の公開買付け」の項目を参照してください。
- ⑧ 発行した株式、新株予約権又は新株予約権付社債に付された上場株式を対価とする取得条項に基づく取得を行うことを決定した場合には、「開示事項の経過」として開示してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を行う場合には、開示とは別に名証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第9章 名証への提出書類」を参照してください。
- ② 非上場会社を主たる割当予定先とする第三者割当等については、不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第8章 上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。
- ③ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写し、業務提携・第三者割当増資等概要書その他所定の書類を名証に対して提出することが義務付けられています。詳細は、「第9章 名証への提出書類」を参照してください。

〔留意事項（第三者割当）〕

既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が25%以上となることや、支配株主が異動することになるなどにおいては、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を設けるなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。

詳細は、「第7章 企業行動規範の概要【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項について】」を参照してください。

〔留意事項（MSCB等）〕

上場会社は、企業行動規範の「遵守すべき事項」として、MSCB等を発行する場合には、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。また、上場会社は、企業行動規範に基づき、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると名証が認める行為を行うことが禁止されています。MSCB等を発行する場合には、流通市場の機能又は株主の権利を十分に尊重するようにしてください。

また、デリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして規定が適用されます。

詳細は、「第7章 企業行動規範の概要【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項について】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

① 公募による株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

- a 発行新株式数
- b 発行価額
- c 発行価額の総額
- d 資本組入額
- e 募集方法

- f 申込期間
- g 払込期日
- h 発行の目的及び理由
- i 資金使途、株主への利益配分等
- j ブックビルディングの日程等（ブックビルディング方式で行う場合）
- k その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 自己株式処分に係る募集の場合、上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a 自己株式処分に係る募集である旨
- b 処分後の自己株式の数

② 株主割当てによる株式発行に係る募集の場合

- a 発行新株式数
- b 割当方法
- c 発行価額
- d 発行価額の総額
- e 資本組入額
- f 申込期間
- g 払込期日
- h 発行の目的及び理由
- i 資金使途、株主への利益配分等
- j その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 発行日取引による上場を行う場合がありますので、日程等について事前に連絡してください。

③ 公募又は株主割当てによる新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

- a 新株予約権の名称及び数
- b 発行の理由
- c 目的となる株式の種類及び数
- d 発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠
- e 割当日
- f 払込期日を定める場合には当該期日
- g 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）並びにその算定根拠
- h 行使請求期間
- i 行使の条件
- j 組織再編時の取扱い
- k 取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
- l 資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
- m 行使請求受付場所及び払込取扱金融機関
- n 譲渡制限及び新株予約権証券の発行に関する事項

- o 募集方法
- p 資金使途
- q その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 自己新株予約権処分に係る募集の場合、上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a 自己新株予約権処分に係る募集である旨
- b 処分後の自己新株予約権の数

④ 公募による新株予約権付社債発行に係る募集の場合

- a 社債の名称
- b 発行の理由
- c 社債の発行価額
- d 新株予約権の発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠
- e 割当日
- f 払込期日を定める場合には当該期日
- g 新株予約権の内容
 - (a) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (b) 新株予約権の総数
 - (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額又は転換価額）並びにその算定根拠
 - (d) 行使請求期間
 - (e) 行使の条件
 - (f) 組織再編時の取扱い
 - (g) 取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
 - (h) 代用払込みに関する事項
 - (i) 資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
 - (j) 行使請求受付場所
- h 社債の内容
 - (a) 社債の総額
 - (b) 各社債券の金額
 - (c) 社債の利率
 - (d) 社債の償還方法及び償還期限
 - (e) 利息の支払方法及び利払期日
 - (f) 固定為替レート（海外募集の場合）
 - (g) 担保の有無及び内容
 - (h) 財務上の特約
 - (i) 取得格付
 - (j) 社債管理者
 - (k) 募集等の日程（募集方法、募集開始日、申込期間、引受会社）
 - (l) 資金使途等
- i その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

⑤ 株式又は新株予約権の売出しの場合

- a 名称
- b 売出数
- c 売出価格
- d 売出価額の総額
- e 売出人
- f 売出方法（地域）
- g 申込期間
- h 受渡期日
- i 申込証拠金
- j 売出価格の決定方法
- k 売出しの目的
- l 申込単位
- m その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 上場会社の業務執行を決定する機関による決定を伴わない有価証券の売出しについては、上場会社が有価証券通知書又は臨時報告書を提出するものであって、当該売出しに関して金融商品取引業者が元引受契約を締結するものについて、売出人から通知を受けた時点で速やかに開示してください。

※ 「金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するもの」について、「有価証券の売出し」として適時開示を行わない場合であっても、当該内容（価格、株数及び受渡期日等）について記載した以下の書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

○業務執行を決定する機関による決定を伴う場合、「取締役会決議通知書」を提出してください。

○業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合、売出しの内容が記載された書類を提出してください。

⑥ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

第三者割当による株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債発行に係る募集又は自己株式処分若しくは自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください（自己株式又は自己新株予約権の処分の場合は、「発行価額」を「処分価額」、「割当予定先」を「処分予定先」など適宜読み替えてください。）。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1)〔開示に関する注意事項〕① 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係

開示事項	開示・記載上の注意
	る募集であることが判別できる表題とする。
1. 募集の概要	- 募集の概要として下記事項を記載する。 [株式発行に係る募集の場合] (1) 払込期日 (2) 発行新株式数 (3) 発行価額 (4) 調達資金の額 (5) 募集又は割当方法（割当予定先を含む。） (6) その他投資判断上重要又は必要な事項 [新株予約権発行に係る募集の場合] (1) 割当日 (2) 発行新株予約権数 (3) 発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数 (5) 調達資金の額 (6) 行使価額 (7) 募集又は割当方法（割当予定先を含む。） (8) その他投資判断上重要又は必要な事項 [新株予約権付社債発行に係る募集の場合] (1) 払込期日 (2) 新株予約権の総数 (3) 社債及び新株予約権の発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数 (5) 資金調達の額 (6) 行使価額又は転換価額 (7) 募集又は割当方法（割当予定先を含む。） (8) その他投資判断上重要又は必要な事項
2. 募集の目的及び理由	- 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 - 特に、第三者割当による資金調達を選択することとした理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 - 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性 - 株式の希薄化による株主に対する影響 - 既存株主にとってのメリット及びデメリット（第三者割当以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む。） ※ <u>第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が、会社法第206条の2又は第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。</u> <u>社外取締役を置く上場会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見</u> <u>当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容</u>
3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期	- 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 ※ 新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。 - 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらに変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 ※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として

開示事項	開示・記載上の注意
	開示が必要となります。 ※ 資金使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想（M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。
4. 資金使途の合理性に関する考え方	資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 ※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 ※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
5. 発行条件等の合理性	
(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容	- 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、それぞれを採用するに至った考え及び理由をわかりやすく具体的に記載する。 - 払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して、会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合には、不要とします。（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。） ※ 払込金額等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当予定先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 発行される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 ※ 発行される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。
6. 割当予定先の選定理由等	※ 複数ある場合は、募集数量を記載したうえで複数記載する。
(1) 割当予定先の概要	割当予定先の概要について、名称、本店の所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）との間の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。 （※1）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。 また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若

開示事項	開示・記載上の注意
	しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者(※1)に該当する場合には関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(※2)。 (※1) 関連当事者とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む。)又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 (※2) 関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 (※2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 (※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。 ※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係(上場会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。))又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件の変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 ・ 割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
(2) 割当予定先を選定した理由	・ 割当予定先を選定するに至った経緯を含め、割当予定先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 金融商品取引業者による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその金融商品取引業者の名称を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
(3) 割当予定先の保有方針	・ 割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。 ・ 適時開示等規則の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における名証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定がある旨を記載する。 ※ 上場会社が、第三者割当を行う場合には、名証の適時開示等規則の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における名証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務付けられています。
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	・ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 ・ 特に、割当予定先が過去において失権を起こしている場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。
7. 第三者割当後の大株主及び持株比率	・ 第三者割当後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 ※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。
8. 今後の見通し	・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 ※ 本項目の事象による当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。 ※ 当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。 ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
・ 企業行動規範上の手続き	・ 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。 a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要 b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 ・ これらの手続きを要しない場合には、その旨及び以下の事項を記載する。 ・ 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 ・ 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等である場合〕	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱

開示事項	開示・記載上の注意
	いで定める者との取引が含まれます。詳細については、「第7章 企業行動規範の概要【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	- 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。 - また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集による発行株式数（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は潜在株式数）、行使状況、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 - 最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。
10. 発行要項	有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

※ 開示資料の作成においては、原則として連結（連結財務諸表非作成会社は単体）で記載してください。

- ただし、単体で記載することが望ましいものは、単体で記載してください。
- 記載した数値について連結・単体の別を明記してください。

特例1 MSCB等の発行に係る募集の場合

MSCB等の発行に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1)〔開示に関する注意事項〕① 事前相談について」参照）。

※ 上場会社は、MSCB等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮することが義務付けられるとともに、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。また、デリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして措置を講じる必要があります。

【適時開示等規則第10条、第36条】

また、MSCB等を発行する場合、「第7章 企業行動規範の概要【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項について】」も参照してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ 開示資料の表題	・ MSCB等の発行に係る募集であることが判別できる表題とする。 ・ 新株予約権付社債については題末に（MSCBの発行）、また、新株予約権については題末に（MSワラントの発行）と記載する。 ※ これに代えて、題末に「（転換価額修正条項付）」又は「（行使価額修正条項付）」と記載する、あるいは、「転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも差し支えないものとする。
1. 募集の概要	・ 募集の概要として下記事項並びにMSCB等に係る譲渡制限及び行使数量制限の内容について記載する。 〔新株予約権発行に係る募集の場合〕 (1) 割当日 (2) 発行新株予約権数 (3) 発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数（行使価額の上限值及び下限値における潜在株式数も記載する。） (5) 資金調達額 (6) 行使価額及び行使価額の修正条項 (7) 募集又は割当方法（割当予定先を含む。） (8) その他投資判断上重要又は必要な事項 〔新株予約権付社債発行に係る募集の場合〕 (1) 払込期日 (2) 新株予約権の総数 (3) 社債及び新株予約権の発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数（行使価額（転換価額）の上限值及

開示事項	開示・記載上の注意事項
	び下限値における潜在株式数も記載する。) (5) 資金調達額 (6) 行使価額(転換価額)及びその修正条項 (7) 募集又は割当方法(割当予定先を含む。) (8) その他投資判断上重要又は必要な事項
2. 募集の目的及び理由	- 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 - 特に、MSCB等の発行による資金調達を選択することとした理由について、当該MSCB等の商品性に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 - 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性 - 株式の希薄化による株主に対する影響 - 既存株主にとってのメリット及びデメリット(MSCB等以外の方法(公募等)による資金調達方法との比較を含む。) ※ <u>第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く)が、会社法第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。</u> <u>社外取締役を置く上場会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見</u> <u>当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容</u>
3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期	- 調達する資金の額(差引手取概算額)、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 ※ 新株予約権の場合、権利行使されない(調達額が変動する)可能性も踏まえて記載する。 - 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額(払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。)、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 ※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途又は支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 ※ 資金使途がM&A(企業買収、資本提携等をいう。)である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想(M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示)、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途(具体的な内容及び金額の表示)を記載してください。
4. 資金使途の合理性に関する考え方	- 調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 ※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 ※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
5. 発行条件等の合理性	
(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容	- 払込金額、行使価額(修正条項を含む。)、行使期間その他の発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく記載する。 - 払込金額が処分予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。(必要な記載がない場合は、適時開

開示事項	開示・記載上の注意事項
	示義務違反となりますので、十分に留意してください。) ※ 行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。 なお、MSCB等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいものと一般的に考えられ、適時開示等規則に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実効性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	- MSCB等の発行数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく具体的に記載してください。 ※ 行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするMSCB等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 ※ MSCB等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が相当程度高い場合は、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいと一般的に考えられ、適時開示等規則に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実効性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。このような場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分に留意してください。
6. 割当予定先の選定理由等	※ 複数ある場合は、募集数量を記載したうえで複数記載する。
(1) 割当予定先の概要	- 割当予定先の概要について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社(上場会社の支配株主等を含む。)と割当予定先(割当予定先の支配株主等を含む。)との間の関係(※1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(※2)を記載する。 (※1) 上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 - 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者(※1)に該当する場合には関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(※2)。 (※1) 関連当事者とは、連結財務諸表の用語、様式及び作

開示事項	開示・記載上の注意事項
	成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 （※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。 ※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 ・ 割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
(2) 割当予定先を選定した理由	・ 割当予定先を選定するに至った経緯を含め、割当予定先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 金融商品取引業者による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその金融商品取引業者の名称を記載する。
(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置	・ 割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。 ・ 適時開示等規則に基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じている旨を記載する。 ※ 適時開示等規則第36条第1項及び同取扱い18(1)から(5)までの定めに基づき、上場会社は、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講ずることが義務付けられています。 ※ 同規則第36条第2項及び同取扱い18(6)の定めに基づき当該義務が適用除外となる場合にはその旨を記載する。 （例） 「当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第36条第1項及び同取扱い18(1)から(5)までの定めに基づきMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じています。」 「本MSCBについては、割当予定先との業務提携及び資本提携

開示事項	開示・記載上の注意事項
	のために発行するものであり、割当予定先は取得後1年間保有を継続し、株券に転換しないことを確約しています。また、割当予定先は、継続保有期間において、当社株券等に係る株券等貸借取引及び店頭デリバティブ取引を行わないことを確約しています。このため、当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第36条第2項の定めに基づき、割当予定先による株券への転換を制限する措置を講じていません。」 ※ 発行時点において当該措置を講じていない場合には、適時開示等規則違反となるおそれがありますので十分に注意してください。
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	・ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 ・ 特に、割当予定先が過去において失権を起こしている場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達しうることが合理的に推認されない場合には、十分な確認を行い、確認方法及び確認結果について、より具体的に記載することが求められます。
(5) 株券貸借に関する契約	・ 上場会社役員、役員関係者及び大株主と割当予定先との間における、自社株券の貸借に関する契約・合意等がある場合又は契約・合意等を行う予定がある場合には、契約・合意の内容について可能な範囲で記載する。
7. 募集後の大株主及び持株比率	・ 募集後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 ※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。
8. 今後の見通し	・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 ※ 本項目の事象による当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。 ※ 当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。 ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
・ 企業行動規範上の手続き	・ 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。これらの手続きを要しない場合にはその理由を記載する。 a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要 b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 ※ 手続きを要しない場合には、以下の事項を記載する。 ・ 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 ・ 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については、「第7章 企業行動規範の概要【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	・ 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。 ・ また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点の潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 ・ 最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。
10. 発行要項	・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

※ 開示資料の作成においては、原則として連結（連結財務諸表非作成会社は単体）で記載してください。

- ・ ただし、単体で記載することが望ましいものは、単体で記載してください。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記してください。

特例2 買収防衛策の導入・発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合

買収防衛策の導入・発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、以下の所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1) [開示に関する注意事項] ① 事前相談について」参照）。

a 買収防衛策の導入に伴う場合

- (a) 買収防衛策導入の目的
- (b) スキームの内容
- (c) 買収防衛策導入に係る手続・日程
- (d) 買収者出現時の手続
- (e) 株主・投資者に与える影響
- (f) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的に行収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく、記載していただくことが必要となります。

b 買収防衛策の発動に伴う場合

- (a) 当該決定に至った経緯及び理由
- (b) 今後の手続・日程
- (c) 株主・投資者に与える影響
- (d) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 上記 a、b の開示に係る表題には、「買収防衛策」という文字を必ず含めてください。
 ※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。
 ※ 買収防衛策導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った場合において、具体的に買収者が出現したとき、導入した買収防衛策を発動したとき、又は廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載することが必要となります。

※ 詳細は、「第7章 企業行動規範の概要 【買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要】」を参照してください。

8. 株式の分割又は併合

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式の分割又は併合」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第1号g】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 「株式の分割又は併合」と併せて他の開示項目（例えば「配当予想の修正等」「単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設」、「定款の変更」等）に該当する場合があります。詳細は、当該開示項目に係る適時開示実務上の取扱いを参照してください。

② 事前相談について

上場会社が、上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。事前相談の際には、開示資料（案）又は当該行為の内容を記載した書面及び算定機関からの算定書（案）を提出してください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合には、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 事前相談の際に、その時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談に提出してください。

- ③ 株式の分割等に際して、1株当たりの配当予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合でも、「配当予想の修正等」として開示が必要となります。なお、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示を行うことが望まれます。
- ④ 分割又は併合の目的の記載にあたっては、最近の投資単位の状況等についても、適宜言及するようにしてください。

〔その他の注意事項〕

- 「株式の分割又は併合」にあたっては、開示とは別に名証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第9章 名証への提出書類」を参照してください。

〔留意事項〕

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないことが義務付けられています。

この場合において、単元株式数の変更と同時に行うことにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合は、禁止事例には含まれません。

【適時開示等規則第35条】

※ここでいう「単元株式数の変更と同時に行うことにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合」とは、単元株式数を1,000株単位から100株単位へ引下げると同時に10：1以下の比率で行う株式併合を想定しています。

※全国証券取引所では、売買単位（単元株式数）を100株に統一することを最終的な目標とした取組みを進めています。100株単位への移行に必要な手続き等については、「第7章 【売買単位の集約に関するQ&A】」を参照してください。

上場内国会社は、投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めることが義務付けられています。

【適時開示等規則第42条】

上場内国会社は、上場内国株券について株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めることが義務づけられています。

また、上場内国会社は、この場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とすることが義務づけられています。

【適時開示等規則第25条】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

a 株式分割の場合

(a) 分割の目的

(b) 分割の内容

- ・ 分割する株式の種類、分割比率、発行株式数、発行可能株式総数を変更する場合にはその旨及び内容を記載する。

※ 当該株式の分割により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、その処理方法を記載する。

(c) 分割の日程

- ・ 基準日、公告日、基準日、効力発生日、新規記録日を記載する。

(d) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

b 株式併合の場合

(a) 併合の目的

(b) 併合の内容

- ・ 併合する株式の種類、併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数を記載する。

(c) 併合により減少する株主数

(d) 併合の日程

- ・ 株主総会日、効力発生日等を記載する。

(e) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定の根拠

(f) 株主総会で株式併合について承認されることが条件である旨

(g) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合〕

① 上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合には、以下の「株式併合の決定時の開示〔上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合〕」を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

② 上場会社が株式併合を行う場合で、上場廃止となる見込みがあるときは、適時開示等規則に基づき、算定機関（＊１）が作成した算定書（＊２）を名証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（＊３）及び算定の前提条件（＊４）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

ただし、株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の再提出は不要です。

【適時開示等規則第20条第2項】

（＊１）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（＊２）「端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面」をいいます。

（＊３）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（＊４）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 算定方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

株式併合の決定時の開示〔上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合〕

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 株式併合の決定であることが判別できる表題とする。
1. 当該株式併合の目的及び理由	・ 当該株式併合の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程について、当該株式併合を行うに至った背景や、株式併合の結果1株以上の株式を保有することとなる株主（以下、「株式併合後株主」といいます。）の意思決定過程について株式併合後株主から聴取した内容を記載すること考えられます。なお、株式併合後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と株式併合後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。
2. 当該株式併合の要旨	
(1) 当該株式併合の日程	・ 株式併合に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会開催日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
(2) 株式併合の内容	・ 株式併合をする株券の種類ごとに株式併合の内容に関する事項として以下の事項を記載する。 ・ 併合する株式の種類 ・ 併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数 ・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額を記載する。
3. 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等	
(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由	・ 株式併合後株主との協議・交渉の過程及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての当該額の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 （*） 上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)③. (2) 意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
(2) 算定に関する事項	※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。
① 算定機関の名称並び	・ 算定機関の名称を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
<u>に上場会社及び公開買付者との関係</u>	- 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）①算定機関が関連当事者に該当する場合、②株式併合後株主等（株式併合後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③算定機関が上場会社・株式併合後株主等の双方から依頼を受ける場合、④算定機関の関係会社から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。 - 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
<u>② 算定の概要</u>	- 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 ① 市場株価法 - 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 - 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ②類似会社比較法 - 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 - マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 - 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー）の具体的な数値 - 算定の前提とした財務予測の出所 - 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か - 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該株式併合後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 - 割引率の具体的な数値（レンジ可） - 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
<u>(3) 上場廃止となる見込み</u>	- 株式併合により上場廃止となる見込みがある旨及び下記事項を記載する。 - 上場廃止を目的とする理由 - 少数株主への影響及びそれに対する考え方
<u>(4) 公平性を担保するための措置</u>	- 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する

開示事項	開示・記載上の注意
	る見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに株式併合後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)③. (6) 公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
(5) 利益相反を回避するための措置	・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該株式併合の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該株式併合に関し諮問すること、当該特別委員会に株式併合後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)③. (7) 利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
4. 株式併合後の株主の概要	※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。 ・ 株式併合後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、株式併合後株主及び持株比率、上場会社と株式併合後株主との関係（*）を記載する。 （*）上場会社と株式併合後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と株式併合後株主又は株式併合後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ・ 資本関係として、最近日における上場会社と株式併合後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と株式併合後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と株式併合後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、株式併合後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	※ 株式併合後株主が個人である場合は、氏名、住所(市区町村まで)、上場会社と当該個人の関係(上場会社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。))との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。))がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 株式併合後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。))又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。))がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。
5. 今後の見通し	株式併合後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する(外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。))。
その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	- 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 - 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 - 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 - 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容(その理由を含む)の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

13. 公開買付け等に関する意見表明等

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け等に関する意見表明等(*)」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

(*) 公開買付け等に関する意見表明等とは、当該上場会社が発行者である金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等に係る適時開示等規則第2条第1号x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為（以下「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示のことをいいます。

【適時開示等規則第2条第1号y】

なお、上場会社が、MBO(*)に関して、適時開示等規則第2条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。

(*) 「MBO」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいいます。

【適時開示等規則第38条】

支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者による公開買付けについても、MBOと同様、必要かつ十分な開示が義務付けられています。

【適時開示等規則第38条の2第2項】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

※ 公開買付け等に係る意見表明等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。
※ MBO及び支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者による公開買付けを併せて「MBO等」といいます。

〔開示に関する注意事項〕

① 事前相談について

公開買付けに係る意見表明等のうち、次のいずれかに該当する場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。なお、事

前相談の際には、開示資料（案）又は当該行為の内容を記載した書面及び算定機関からの算定書（案）を提出してください（説明の便宜のため必要がある場合は、スキームの概要・特徴点、あるいは、当該公開買付け後の経営計画などの説明を記載した書面をご用意ください。）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明を行う場合（二段階買収の予定がある場合を含む。）
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は名証までお問合せください。）

※ 事前相談の際に、その時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にて提出してください。

② 公開買付け後の二段階買収について

公開買付け後の二段階買収の場合については、当該二段目の行為を行うことについての決定をした時点において、当該二段目の行為に係る開示が必要となりますが、公開買付けに係る意見表明を行うことについての決定をした時点においても、「合併等の組織再編行為」、[「株式の併合」](#)、[「全部取得条項付種類株式の全部の取得」](#)、[「特別支配株主による株式等売渡請求等に係る承認又は不承認」](#)に係る取扱い等をご参照のうえ、当該二段目の行為に係る内容をできる限り開示するようにしてください。

③ 「公開買付け等に関する意見表明等」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります（公開買付者による公開買付けの結果に関する開示（公開買付報告書の提出）の際に、あわせてこれらの適時開示項目に該当する場合があります。）。また、公開買付けの結果が経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

④ 公開買付けに関する意見表明においては、公開買付けに応募するか否かを選択すべき状況にある株主の立場を十分に考慮し、意見の内容に加え、意見の根拠及び理由（意思決定に至る過程や、意見の内容の基礎となる具体的な理由など）をわかりやすく具体的に述べるなど、株主による公開買付けへの応募の是非の判断に資するものとなるように留意してください。

〔その他の注意事項〕

- 算定機関の作成する算定書の提出について
上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該

当するときは、適時開示等規則に基づき、算定機関（※1）が作成した算定書（※2）を名証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（※3）及び算定の前提条件（※4）を記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる場合

【適時開示等規則第20条第1項1号、同取扱い10(1)n】

- （※1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- （※2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。
- （※3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- （※4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。
- ① 市場株価法
 - ・ 計算対象期間
 - ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
 - ・ 算定方法（終値単純平均か加重平均かの別）
 - ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
 - ② 類似会社比較法
 - ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
 - ・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）
 - ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
 - ③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法
 - ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
 - ・ 算定の前提とした財務予測の出所
 - ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
 - ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
 - ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

○ MBO等に関する意見表明の適時開示について

企業行動規範上、MBO等に関する意見表明等の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。開示を行う際には、「(2)② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」のうち、「MBO等に関して意見表明を行う場合」において記載することとされている事項を含め、充実した開示を行うようにしてください。

※ MBO等には該当しないものの、これに準じる公開買付け（例えば上場会社の40%以上の議決権を有する者による公開買付けなど）に関する意見表明を行う場合には、MBO等の場合と同様に充実した開示を行うことが考えられます。

○ 金融商品取引法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知について

本項目に基づく適時開示に際して金融商品取引法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合は、「第5章 7. 公開買付け等事実の当取引所への通知」をあわせて参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

なお、「(1)〔開示に関する注意事項〕① 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

① 公開買付けの開始時の開示

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けを行う者によって公開買付けを行う旨の発表、公開買付けの公告又は公開買付け届出書の提出のいずれかが行われたことを知ったときは、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

※ 公開買付けを行う者が名証上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※ この開示において、当該公開買付けに関する意見を表明するものではない場合は、その旨を記載してください。また、この開示により当該公開買付けに関する意見を表明する場合は、「② 公開買付けに対する意見表明の決定時の開示」の開示事項及び開示・記載上の注意に基づき開示を行ってください。

※ 開示資料の表題は、買付者の名称及び買付者による公開買付けの開始であることが判別できる表題としてください。

（例）「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

※ 公開買付け期間の延長や買付け等の条件の変更が行われた場合には、それを知った時点で、その内容について「開示事項の経過」として開示してください。

② 公開買付けに係る意見表明の決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ 開示資料の表題	・ 買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。 （例）「△△株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕 ・ MBO等であることが判別できる表題とする。 （例）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 「支配株主である△△株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」

開示事項	開示・記載上の注意事項
開示資料の柱書き	公開買付者がいわゆる二段階買収を行うこと及び上場会社の株式等を上場廃止することを予定している場合には、その旨を前提として意見表明について決議したことを記載する。
1. 公開買付者の概要	〔金銭を対価とする公開買付けが行われる場合〕 - 公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との間の関係（※）を記載する。 （※）上場会社と公開買付者との間の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 - 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。 （※1）関連当事者とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 （※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 ※ 公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 〔上場株券等を対価とする公開買付けが行われる場合〕

開示事項	開示・記載上の注意事項
	※ 上場会社及び公開買付者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との間の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。 （※1）上場会社と公開買付者との間の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 - 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。 （※1）関連当事者とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。 （※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。 （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と公開買付者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件の変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 ※ 複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。
2. 買付け等の価格	- 買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。 ※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。 - 当該対価とする有価証券等の種類 - 交換比率 - 有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額
3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由	
(1) 意見の内容	当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 公開買付け等に関する意見表明にあたって、意見の内容としては、①「公開買付けに応募することを勧める。」、②「公開買付けに応募しないことを勧める。」、③「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、④「意見の表明を留保する。」などが想定されています。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 a. 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。
(2) 意見の根拠及び理由	- 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、公開買付者との間の公開買付けの条件に関する交渉の概要を記載してください。 ※ 意思決定に至った過程について、当該公開買付けの実施に至った背景や、公開買付者の意思決定過程について公開買付者から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、公開買付者の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と公開買付者の意思決定過程が区別できるように記載してください。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 b. 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c. 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 - 当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 - 現金以外を対価として選択した公開買付け等に対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 〔MBO等に関して意見表明等を行う場合〕 - MBO等に関して意見表明を行う場合において、賛否・中立を表明している場合には、MBO等の実施による上場会社の企業価値の向上に関する判断の内容を含め、その理由をわかりやすく具体的に記載する。 - MBO等に関して意見表明を行う場合において、当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由（*）、及び、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、株主に対して当該MBO等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 （*）例えば、算定結果の合理性を確認したうえで、買付け等の価格が算定結果と比較して合理的な水準にあるかといった観点から判断の理由を説明することが考えられます。なお、算定の前提条件において考慮されていない事象がある場合（例えば、市場株価法を用いる場合で、公開買付けに関する意見表明と同時に業績予想の大幅な上方修正を行う場合など）や、特殊な前提条件が存在する場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。 - また、当該取引の公表前短期間に業績の大幅な下方修正その他株価が大幅に下落する開示を行った場合には、これらを

開示事項	開示・記載上の注意事項
	踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。
(3) 算定に関する事項	- 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。 - 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。
① 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係	- 算定機関の名称を記載する。 - 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）①算定機関が関連当事者に該当する場合、②公開買付者（公開買付者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③算定機関が上場会社・公開買付者の双方から依頼を受ける場合、④算定機関の関係会社から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。 - 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
② 算定の概要	- 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）①市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、②ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。 （注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕 - MBO等に関して意見表明を行う場合には、算定の重要な前提条件として、上記の（*）に代えて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 ① 市場株価法 - 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 - 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ② 類似会社比較法 - 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 - マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 - 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー）

開示事項	開示・記載上の注意事項
	の具体的な数値 ※ 上場維持を前提とする場合を除く。 - 算定の前提とした財務予測の出所 - 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か - 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 ※ 上場維持を前提とする場合は、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。 ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 - 割引率の具体的な数値（レンジ可） - 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(4) 上場廃止となる見込み及びその事由	- 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（名証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。 ※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 - 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。 - 上場廃止を目的とする理由 - 少数株主への影響及びそれに対する考え方
(5) いわゆる二段階買収に関する事項	- 買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 - 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期 - 完全に買収される手段及びその対価 - 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 ※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって明らかに不利となる場合には問題が生じることとも考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕 - 二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、MBO等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目の株式の全部取得等の行為を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。
(6) 公正性を担保するための措置	次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合に

開示事項	開示・記載上の注意事項
	はその旨を記載する。 ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合 ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合 ・ その他特に当該公開買付けに対する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、公開買付期間を比較的長期（30営業日以上）に設定することにより対抗的TOBの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）を行わないことなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕 ・ 公正性を担保するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 ・ 算定機関から算定書を取得した旨。 ・ 弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。 ・ 公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）をした場合には、その内容及び当該合意等をした理由。 ・ 公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由。
(7) 利益相反を回避するための措置	・ 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ・ MBO等に関して意見表明を行う場合 ・ その他特に当該公開買付けに対する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合 ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該公開買付けに関する意見表明の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該公開買付けに関する意見表明に関し諮問すること、当該特別委員会に公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕 ・ 利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 ・ 当該行為に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	※ 取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。 ・ 取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。 ・ 取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関する諮問をした場合には、諮問の内容及び諮問に対する答申の内容（その理由を含む。）。 ・ 取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。 ・ 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。
4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	・ 公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。 ・ 公開買付者と上場会社の取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びある場合はその内容を記載する。
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 ・ 公開買付者又はその特別関係者（金融商品取引法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 ・ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。
7. 公開買付者に対する質問	・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 ・ 公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。
8. 公開買付期間の延長請求	・ 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 〔意見表明報告書の記載上の注意〔抜粋〕〕 ・ 法27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。
9. 今後の見通し	・ 公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章 企業行動規範の概要 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明、又は、第三者が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明に限ります。
（参考）買付け等の概要	・ 上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。

※ 開示資料の作成においては、原則として連結（連結財務諸表非作成会社は単体）で記載してください。

- ・ ただし、単体で記載することが望ましいものは、単体で記載してください。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記してください。

③ 公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

自社の株券等に対する公開買付けに関して、公開買付者から対質問回答報告書の提出が行われたことを知った時点で、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

※ 公開買付けを行う者が上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※ 開示資料の表題は、買付者の名称及び対質問回答報告書が提出されたことが判別できる表題としてください。

（例）「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに係る対質問回答報告書の提出について」

（注）金融商品取引法第27条の10に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係

る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

18. 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「子会社等(*)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

(*) 金融商品取引法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。

【適時開示等規則第2条第1号q、同取扱い1(1)e】

- a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（*1）が、会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（*2）が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益（*3）が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*4）
- d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益（*5）が、直前連結会計年度の連結当期純利益の30%に相当する額以上（*4）
- e 直前事業年度において、子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高又は当該子会社に対する売上高（*6）が、直前事業年度の仕入高の総額又は売上高の総額の10%に相当する額以上
- f 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金又は出資の額が、資本金の10%に相当する額以上（*7）
- g 子会社取得（*8）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（*9）に当該子会社取得の一連の行為（*10）として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が、当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の15%に相当する額以上
- h 子会社取得（*8）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（*9）に当該子会社取得の一連の行為（*10）として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が、当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の15%に相当する額以上
- i 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第11号に定める事項に該当しない場合

（*1）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額

（*2）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における売上高の見込額

（*3）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における経常利益の見込額

（*4）次の場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例として以下のとおり基準額を計算

の上、開示の要否を判断してください。

【直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%の額に満たない場合】

次の①又は②のいずれか大きい額に相当する額以上

- ① 「直近5年間の連結経常利益の額の平均（赤字の年度についてはゼロとして計算する。）」の30%の額
- ② 「直前連結会計年度の連結売上高の2%の額」の30%の額

【直前連結会計年度の連結当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%の額に満たない場合】

次の①又は②のいずれか大きい額に相当する額以上

- ① 「直近5年間の連結当期純利益の額の平均（赤字の年度についてはゼロとして計算する。）」の30%の額
- ② 「直前連結会計年度の連結売上高の1%の額」の30%の額

- (※5) 子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における当期純利益の見込額
- (※6) 子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における仕入高又は売上高の見込額
- (※7) 新たに子会社等となる会社の資本金又は出資の額が、この事実の決定により増加する場合には、当該増加後の数値により開示の要否を判断してください。
- (※8) 子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすること
- (※9) 子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいい、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれます。
- (※10) 子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当します。

※ 子会社等又は新たに子会社等となる会社が、直前事業年度において経常損失又は当期純損失を計上している場合には、その絶対値を用いて該当するかどうかを判断してください。

※ 開示対象範囲については、「子会社・孫会社の解散（子会社・孫会社の合併による解散を含む。）による異動」を除きます。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「連結当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の内容については、「参考」を参照してください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注1) 子会社等の異動とは、株式又は持分の譲渡又は取得による場合のほか、役員の派遣などによって、子会社等となる場合を含みます。適時開示等規則上の子会社の定義については、第6章「子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて」を参照してください。

(注2) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 他の子会社（孫会社）の株式又は持分を有する子会社等が異動する場合など、複数の子会社等（孫会社を含む。）の異動が一連の事象として関連性を有している場合には、当該子会社等における売上高等を合算したうえで開示の要否を判断してください。
- ② 子会社が合併に伴い解散する場合については「第6章〔1〕1. 子会社の合併等の組織再編行為」を、子会社が解散する場合（合併に伴い解散する場合を除く。）については「第6章〔1〕4. 子会社の解散」を、それぞれ参照してください。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等の異動の日が到来する場合等であって、経営成績等と与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ④ 子会社等の異動を伴う事項について決定した時点で開示することが必要となります。株式譲渡の場合の譲渡の実行日や増資の場合の払込日のように、子会社等の異動が生じた日（効力発生日）ではありませんので、留意してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 概要書の提出について

上場会社が、適時開示等規則の定めに基づき、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」の開示を行う場合は、名証所定の概要書を名証に提出することが義務付けられています。詳細は、「第9章 名証への提出書類」を参照してください。

【適時開示等規則第20条第1項第1号、同取扱い10(1)k】

- ② 不適當合併等に係る上場廃止審査について

「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」を行う場合については、株券上場廃止基準に基づく不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は「第8章 上場会社に対する自主規制の概要【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

- a 異動の理由
- b 異動の方法
- c 異動する子会社等の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。
 - （※1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
 - ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金
 - （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件の変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。
- d 異動の日程
 - ※ 子会社の株式又は持分の譲渡について、会社法の規定に基づき株主総会の決議が必要となる場合には、株主総会決議日を含めた日程を記載する。
- e 今後の見通し
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ※ 本項目の事象による当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。
 - ※ 当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
 - ・ 海外企業の買収に際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。

[子会社等の異動に伴い株式を譲渡又は取得する場合]

- g 譲渡（取得）の相手先の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（※）を記載する。
 - （※）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは

関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者（※1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（※2）。なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。

（※1）関連当事者とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいう。

（※2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドの関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件の変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

h 譲渡（取得）株数、金額

- ・ 取得金額は、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額の合計額（概算額）を記載したうえで、可能な範囲でその内訳を記載する。

i 譲渡（取得）前及び譲渡（取得）後の所有株式数及び議決権所有割合

[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合]

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
 - ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
 - ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
 - ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
- ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。

※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章 企業行動規範の概要 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
- ※ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
- ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

※ 開示資料の作成においては、原則として連結（連結財務諸表非作成会社は単体）で記載してください。

- ・ ただし、単体で記載することが望ましいものは、単体で記載してください。
- ・ 記載した数値について連結・単体の別を明記してください。

32. 公認会計士等の異動

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第1号a i】

「当該上場会社の内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合においても、直ちにその内容を開示してください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注) 「公認会計士等の異動」とは、上場会社の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下、本項目において同じ。）が退任することや、上場会社の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示の時期については、実際に異動する期日ではなく、監査役会、監査等委員会又は監査委員会が異動を行うことについての決定をした時点となります。なお、異動年月日が開示日以降となる場合は、「異動予定年月日」として開示してください。
- ② 監査法人内の業務執行社員の異動については、本開示の対象には含まれません。
- ③ 退任のみを決定し、新たに就任する公認会計士等が決まっていない場合も開示することが必要となります。また、この場合、新たに就任する公認会計士等を決定した時点で別途公認会計士等の異動を開示する必要があります。
- ④ 期中に異動する場合又は短期間で退任する場合には、異動の経緯を詳細に開示してください。
- ⑤ 異動を行うことについての決定をした時点において判明している情報を開示してください。最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。
- ⑥ 上場会社の監査役会、監査等委員会又は監査委員会が、公認会計士等の異動を行うこ

とについての決定を行わない場合において、公認会計士等の異動が生じた場合には、「第3章 20. 公認会計士等の異動」として開示が必要です。

- ⑦ 上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めることが義務付けられています。会計監査人である監査事務所が、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を取り消された場合は、その旨及び今後の方針について速やかに開示を行うことが必要となります。詳細については、「第7章 2. (6) 上場会社監査事務所等による監査」をご参照ください。

〔留意事項〕

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

【適時開示等規則第32条】

上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めることが義務付けられています。

【適時開示等規則第32条の2】

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない又は決定しないこととした場合には、名証に報告することが義務付けられています。

【適時開示等規則第53条】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

- a 異動年月日
- b 就退任する公認会計士等の概要
 - ・ 事務所又は法人の名称、所在地、業務執行社員の氏名等を記載する。

〔公認会計士等が就任する場合〕

- c その者を公認会計士等の候補者とした理由

〔公認会計士等が退任する場合〕

d 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

e 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等（*）における意見等

※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等（*）において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。

- ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
- ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

（*）上場会社が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書、四半期レビュー報告書、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書のことをいう。

f 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

g fの理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

h 退任する公認会計士等がgの意見を表明しない場合には、その旨及びその理由

- ・ 上場会社が退任する公認会計士等に対し、gの意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。

i 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。

j その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

38. 全部取得条項付種類株式の全部の取得 (新設)

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第1号a o】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 全部取得条項に係る定款の一部変更を目的とする定款変更議案を株主総会に付議することを決定した場合には、本適時開示項目の開示が必要となるとともに、併せて「定款の変更」の開示が必要となります。

② 事前相談について

上場会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。事前相談の際には、開示資料（案）又は当該行為の内容を記載した書面及び算定機関からの算定書（案）を提出してください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合には、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 事前相談の際に、その時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談に提出してください。

〔その他の注意事項〕

○ 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、適時開示等規則に基づき、算定機関（＊１）が作成した算定書（＊２）を名証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（＊３）及び算定の前提条件（＊４）を記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）

ただし、全部取得条項付種類株式の全部の取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【適時開示等規則第20条第1項1号、同取扱い10(1) r】

（＊１）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（＊２）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。

- (※3) 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- (※4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

① 市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 算定方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

② 類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ 開示資料の表題	・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得であることが判別できる表題とする。 （例）「全部取得条項付種類株式の全部の取得に関するお知らせ」
1. 当該全部取得の目的及び理由	・ 当該全部取得の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程について、当該全部取得を行うに至った背景や、全部取得の取得対価として他の種類の株式を1株以上保有することとなる株主（以下、「全部取得後株主」といいます。）の意思決定過程について全部取得後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、全部取得後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と全部取得後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。
2. 当該全部取得の要旨	
(1) 当該全部取得の日程	・ 当該全部取得に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会開催日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載す

開示事項	開示・記載上の注意事項
	る。
(2) 全部取得の対価の内容等	・ 全部取得をする株券等の種類ごとに取得対価に関する事項として以下の事項を記載する。 ・ 取得対価の内容 ・ 取得対価の割当てに関する事項 ・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額 〔対価として上場会社以外の者が発行する株券等を用いる場合〕 ・ 対価に関する事項として下記事項を記載する。 (1) 対価となる株券の発行会社の概要 ・ 対価となる株券の発行会社について、「11. (2)①4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。 (2) 対価の換価の方法に関する事項 ① 対価を取引する市場 ② 取引の媒介を行う者 ③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨） ④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨） ⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨） ⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）
3. 全部取得の対価の根拠等	
(1) 全部取得の対価の根拠及び理由	・ 全部取得後株主との協議・交渉の過程及び全部取得の対価の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての全部取得の対価の内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 （*）上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 ・ 上場会社が発行する株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点から踏まえて理由を記載する。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)②3. (2) 意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、全部取得の対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
(2) 算定に関する事項[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うこ

開示事項	開示・記載上の注意事項
	とを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。
① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係	- 算定機関の名称を記載する。 - 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）①算定機関が関連当事者に該当する場合、②全部取得後株主等（全部取得後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③算定機関が上場会社・全部取得後株主等の双方から依頼を受ける場合、④算定機関の関係会社から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。 - 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
② 算定の概要	- 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 ① 市場株価法 - 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 - 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ② 類似会社比較法 - 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 - マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 - 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー）の具体的な数値 ※ 上場維持を前提とする場合を除く。 - 算定の前提とした財務予測の出所 - 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か - 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 - 割引率の具体的な数値（レンジ可） - 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） - その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(3) 上場廃止となる見込み	- 全部取得により上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び下記事項を記載する。 - 上場廃止を目的とする理由 - 少数株主への影響及びそれに対する考え方

開示事項	開示・記載上の注意事項
(4) 公正性を担保するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	・ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)② 3. (6) 公正性を担保するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
(5) 利益相反を回避するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)② 3. (7) 利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
4. 全部取得後株主の概要[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。 ・ 全部取得後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と全部取得後株主との関係（*）を記載する。 （*）上場会社と全部取得後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と全部取得後株主又は全部取得後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ・ 資本関係として、最近日における上場会社と全部取得後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と全部取得後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と全部取得後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、全部取得後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由

開示事項	開示・記載上の注意事項
	を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。 ※ 全部取得後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 全部取得後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。
5. 今後の見通し	全部取得後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	- 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 - 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 - 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 - 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則の取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認 (新設)

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、特別支配株主による「株式等売渡請求」に係る「承認又は不承認」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第1号a p】

〔開示に関する注意事項〕

① 事前相談について

上場会社が特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、公表予定日の遅くとも10日前までに、名証まで事前相談を行うようにしてください。事前相談の際には、開示資料（案）又は当該行為の内容を記載した書面及び算定機関からの算定書（案）を提出してください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて適時開示等規則に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 事前相談の際に、その時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談に提出してください。

② 上場会社が、会社法第179条の6に定める「株式等売渡請求の撤回」に係る承諾をするか否かの決定をするときには、「開示事項の経過」として開示してください。

〔その他の注意事項〕

○ 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、適時開示等規則に基づき、算定機関（※1）が作成した算定書（※2）を名証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（※3）及び算定の前提条件（※4）を記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）

ただし、株式等売渡請求が公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【適時開示等規則第20条第1項1号、同取扱い10(1)s】

（※1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（※2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。

（※3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

(※4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

① 市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 算定方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

② 類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意事項
・ 開示資料の表題	・ 特別支配株主の名称及び売渡請求に対する承認又は不承認であることが判別できる表題とする。 （例）「〇〇〇〇株式会社による当社に対する株式等売渡請求に関する承認に関するお知らせ」
1. 売渡請求の概要	
(1) 特別支配株主の概要	・ 特別支配株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と特別支配株主との関係（※）を記載する。 （※）上場会社と特別支配株主の関係は、以下の事項を記載する。 また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と特別支配株主又は特別支配株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ・ 資本関係として、最近日における上場会社と特別支配株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と特別支配株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意事項
	- 取引関係として、直前事業年度における上場会社と特別支配株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 - 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、特別支配株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 なお、直前事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載する。 ※ 特別支配株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 特別支配株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。
(2) 当該売渡請求の日程	売渡請求日、上場会社の取締役会決議日、取得日を記載する。
(3) 売渡対価	売渡請求の対象となる株券等の種類毎に、売渡対価を記載する。株式については1株当たりの売渡対価を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。
2. 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由等	
(1) 承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由	当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容や意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 （*）取締役会の判断の相当性に関する事項、売渡対価の額又は算定方法の相当性に関する事項、売渡株主の利益を害さないように留意した事項、売渡対価の交付の見込みに関する事項、上場会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な

開示事項	開示・記載上の注意事項
	影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 ※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、特別支配株主との間の当該売渡請求の条件に関する交渉の概要を記載してください。 ※ 意思決定に至った過程について、当該売渡請求に至った背景や、特別支配株主の意思決定過程について特別支配株主から聴取した内容を記載すること考えられます。なお、特別支配株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と特別支配株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。 ・ 当該売渡請求を承認する場合には、売渡対価に関する判断の理由を含め、株主に対して当該売渡請求を承認するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 ※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)② 3. (2) 意見の根拠及び理由MBO等に関して意見表明を行う場合」に準じて、売渡対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
(2) 算定に関する事項	・ 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。 ・ 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。 ※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。
① 算定機関の名称並びに上場会社及び特別支配株主との関係	・ 算定機関の名称を記載する。 ・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）①算定機関が関連当事者に該当する場合、②特別支配株主（特別支配株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③算定機関が上場会社・特別支配株主の双方から依頼を受ける場合、④算定機関の関係会社から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。 ・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
② 算定の概要	・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 ① 市場株価法 ・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）

開示事項	開示・記載上の注意事項
	・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ② 類似会社比較法 ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 ・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー）の具体的な数値 ※ 上場維持を前提とする場合を除く。 ・ 算定の前提とした財務予測の出所 ・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ・ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 ※ 上場維持を前提とする場合は、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。 ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可） ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(3) 上場廃止となる見込み	・ 当該売渡請求に対する承認を行う場合には、上場廃止となる旨及び下記事項を記載する。 ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 売渡株主への影響及びそれに対する考え方 ・ 当該売渡請求に対して不承認を行う場合には、上場廃止となる見込みがない旨を記載する。
(4) 公平性を担保するための措置	・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 ※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13.(2)③.(6) 公正性を担保するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
(5) 利益相反を回避するための措置	・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該売渡請求

開示事項	開示・記載上の注意事項
	の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該売渡請求に関し諮問すること、当該特別委員会に特別支配株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 ※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「13. (2)②3. (7) 利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。
3. 今後の見通し	・ 当該売渡請求に対する承認又は不承認の決定後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項	・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

15. 特別支配株主による株式等売渡請求等（新設）

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、特別支配株主による「当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定」又は「当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことの決定」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第2号nの2】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 上場会社が当該株式等売渡請求に係る承認又は不承認の決定をするときは「第2章 39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認」に基づく開示が必要となります。
- ② 上場会社が、会社法第179条の6に定める「株式等売渡請求の撤回」に係る承諾をするか否かの決定をした場合には、「開示事項の経過」として開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

〔「株式等売渡請求を行うことについての決定」が行われた場合〕

- a 当該決定に至った経緯
 - ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。
- b 特別支配株主の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、所有株式数（所有比率）を記載する。
 ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）、所有株式数（所有比率）を記載する。
- c 売渡請求が行われた年月日
- d 売渡請求の内容
 - ・ 対象となる株式及び新株予約権の種類及び数や、対価として交付される金銭の額又はその算定方法、取得日（売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日）など、特別支配株主からの請求通知に記載される内容と同等の内容を記載する。
- e 当該決定への会社の対応方針

f その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔「株式等売渡請求を行わないことについての決定」が行われた場合〕

a 当該決定に至った経緯

- ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。

b 当該決定への会社の対応方針

c その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項について】

1. 概要及び実務上の留意事項について

名証では、内外の投資者が安心して投資できる環境の整備に向けて、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が25%以上となるときや、支配株主が異動することになるときは、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を設けるなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。

※ 「第三者割当」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。

【適時開示等規則第21条】

※ 「募集株式等」とは、会社法第199条第1項に規定する募集株式及び同法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。

【有価証券上場規程第7条の3、適時開示等規則第21条、第34条】

※ 「希薄化率」の算出方法については、後述の「希薄化率の算出方法」を参照してください。

(1) 第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、次の①又は②に該当するときは、a又はbの手続きのいずれかを行うことが義務付けられています。
ただし、緊急性が極めて高い場合は、例外的にa又はbの手続きは不要とします。

【適時開示等規則第34条】

第三者割当に係る企業行動規範に違反した場合は、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますので、十分に留意してください。

〔企業行動規範上の手続きが必要となる場合〕

- ① 希薄化率が25%以上となるとき
- ② 支配株主が異動することになるとき

※ ①②の判断においては、第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権数を考慮します。

※ 希薄化率の算出方法については、後述の「希薄化率の算出方法」を参照してください。

〔企業行動規範上の手続き〕

- a 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手
- b 当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認

- ※ 「経営者から一定程度独立した者」とは、第三者委員会、社外取締役、社外監査役などを想定しています。第三者委員会の構成については、例えば、現在の買収防衛策導入会社の実務において見られる仕組みを参考にさせていただくことを想定しています。
- ※ 「当該割当ての必要性及び相当性に関する意見」の内容については、資金調達を行う必要があるか、他の手段との比較（例えば、新株予約権の第三者割当を行う場合で言えば、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当、新株予約権付社債の第三者割当などの他の資金調達方法との比較）で今回採用するスキームを選択することが相当であるか、同社のおかれた状況に照らして各種の発行条件の内容が相当であるかという点を中心に言及させていただくことを想定しています。
- ※ 「株主の意思確認」とは、正式な株主総会の決議のほか、いわゆる勧告的決議を行うことなどを想定しています。
- ※ 通常の場合、「a 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」については取締役会決議日までに、「b 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認」については払込期日までに実施することが求められます。
- ※ 必要に応じて、手続きを行ったことを証明する書類の提出を求めることがあります。

〔「緊急性が極めて高い場合」とは〕

「緊急性が極めて高い場合」とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより上記の企業行動規範上の手続きのいずれも行うことが困難であると名証が認めた場合をいいます。

【適時開示等規則の取扱い17(3)】

- ※ 「緊急性が極めて高い場合」とは、具体的には、資金繰りが急速に悪化して、上記の企業行動規範上の手続きを行うことが時間的に困難である場合などを想定しています。ただし、求められる手続きについて、「株主意思の確認」に限定しないなど柔軟に対応しておりますので、緊急性が極めて高いものとして手続きが不要となるケースは、極めて限定的になると考えられます。

〔希薄化率の算出方法〕

算式 $(A \div B) \times 100$ (%)

算式の符号

- A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）
 B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

【注】 ただし、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して、名証がこの算式により算出した値によることが適当でないと認めたときの希薄化率については、名証がその都度定めるところによります。

【適時開示等規則の取扱い17(1)(2)】

- ※ 希薄化率の算出において、Aについては、新株予約権の潜在株式など（行使価額等が修正される場合にあっては、その下限価額における潜在株式）は、当該第三者割当による発行株式とみなします。
- ※ 希薄化率の算出において、Bについては、発行済株式には、募集事項決定前に存在する潜在株式は含めません。
- ※ 第三者割当を短期間（6か月を目安）に複数回実施する場合には、これらの第三者割当を一体とみなして、上記の算出方法を適用するものとします（開示の軽微基準に該当する第三者割当も、原則として含めます。）。

(2) 第三者割当に係る上場廃止基準

① 希薄化率が300%超の第三者割当

上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと名証が認める場合を除き、その上場を廃止します。

【株券上場廃止基準第2条第1項第17号、同取扱い1(14)f】

- ※ 希薄化率の算出方法については、「希薄化率の算出方法」を参照してください。
- ※ 「株主の利益を侵害するおそれが少ないと名証が認める場合」としては、具体的には、公的資金の注入といったケースや、段階的な株主意思確認手続きとして、株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数を段階的に拡大していくようなケースを想定しておりますが、個別の事情に応じて総合的な判断をすることが必要となりますので、十分な時間的余裕をもって必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。

② 支配株主の異動を伴う第三者割当

第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に

関する健全性が著しく毀損されていると名証が認めるときは、その上場を廃止します。

【株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、同取扱い1(9)】

- ※ 「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として、適時開示等規則第2条第1項第2号gで定める者をいいます。
- ※ 「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいいます。
- ※ 3年以内とは、上場会社が第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいいます。

〔支配株主との取引状況等についての定期報告〕

- 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、定期的に「支配株主との取引状況等に関する報告書」を提出する必要があります（原則として1年に1回）。詳細は、「第9章 2. 内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

【株券上場廃止基準取扱い1(9)c】

〔支配株主との取引状況等の照会に対する報告〕

- 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し名証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【株券上場廃止基準取扱い1(9)d】

- ※ 名証では、「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると名証が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、上記支配株主との取引についての定期報告及び支配株主との取引状況等の照会に対する報告の内容に基づき、支配株主との間における取引行為の正当性や取引条件の合理性などについて確認することにより行うこととしています。

【株券上場廃止基準取扱い1(9)e】

(3) 第三者割当に係る適時開示

上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項についても適時開示を行うことが義務付けられています。

- a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容（名証が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等を含む。）。
- c 企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由）
- d その他第三者割当について名証が投資判断上重要と認める事項

【適時開示等規則第2条本文、同取扱い1(3)】

詳細は、「第2章 1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を参照してください。

2. その他注意事項

(1) 事前相談の必要性

事前相談は、原則として、開示予定の資料をあらかじめ提示したうえで行うこととしています。上場会社が第三者割当の決定を行う場合には、開示資料（案）をあらかじめ用意のうえ、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください。ただし、前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸念事項がある場合などには、さらに十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

(2) 不適当合併等に係る上場廃止審査

非上場会社を主たる割当先とする第三者割当等については、株券上場廃止基準に基づく不適当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第8章 上場会社に対する自主規制の概要 【不適当合併に係る上場廃止審査の概要について】」を参照してください。

(3) 名証への提出書類

上場会社が第三者割当を行う場合は、適時開示等規則で定めるところにより、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写し、業務提携・第三者割当増資等概要書など所定の書類を名証に対して提出することが義務付けられています。詳細は、「第9章 名証への提出書類」を参照してください。

なお、上場会社が、適時開示等規則に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して書類の提出等に係る改善報告書の提出を求めることがありますので、十分に留意してください。

【適時開示等規則第50条】

【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

(1) 制度の概要

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定をする場合には、当該決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【適時開示等規則第38条の2、同取扱い18の2】

※ 「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として適時開示等規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【適時開示等規則第2条第2号g】

※ 「少数株主」とは、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者（後述）以外の株主をいいます。

※ 上場会社が、本規定に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書の徴求又は特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますのでご留意ください。

(2) 実務上の留意事項等

① 企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

以下のa及びbの両方の条件を満たす場合に、企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a 上場会社又はその子会社等が重要な取引等を行うことについての決定をする場合
- b 前aの取引に支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が関連する場合

【重要な取引等】

※ 「重要な取引等」とは、下表に掲げる上場会社又はその子会社等の決定事実のうち、上場会社が適時開示を行う必要があるものをいいます（各決定事実に係る会社情報の適時開示の要否の判断基準（軽微基準）については、参考「内部者取引規制上の重要事実及び臨時報告書の提出要件等」を参照してください。）。

上場会社の決定事実	上場会社の子会社等の決定事実
・ 第三者割当による募集株式等の割当て ・ 自己株式の取得 ・ 株式交換 ・ 株式移転 ・ 合併 ・ 会社分割 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ 公開買付け等に関する意見表明等 ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得 ・ 株式等売渡請求に係る承認等 ・ ストック・オプションの付与 ・ その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項（例：上場廃止が見込まれる株式併合等）	・ 株式交換 ・ 株式移転 ・ 合併 ・ 会社分割 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ その他上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項

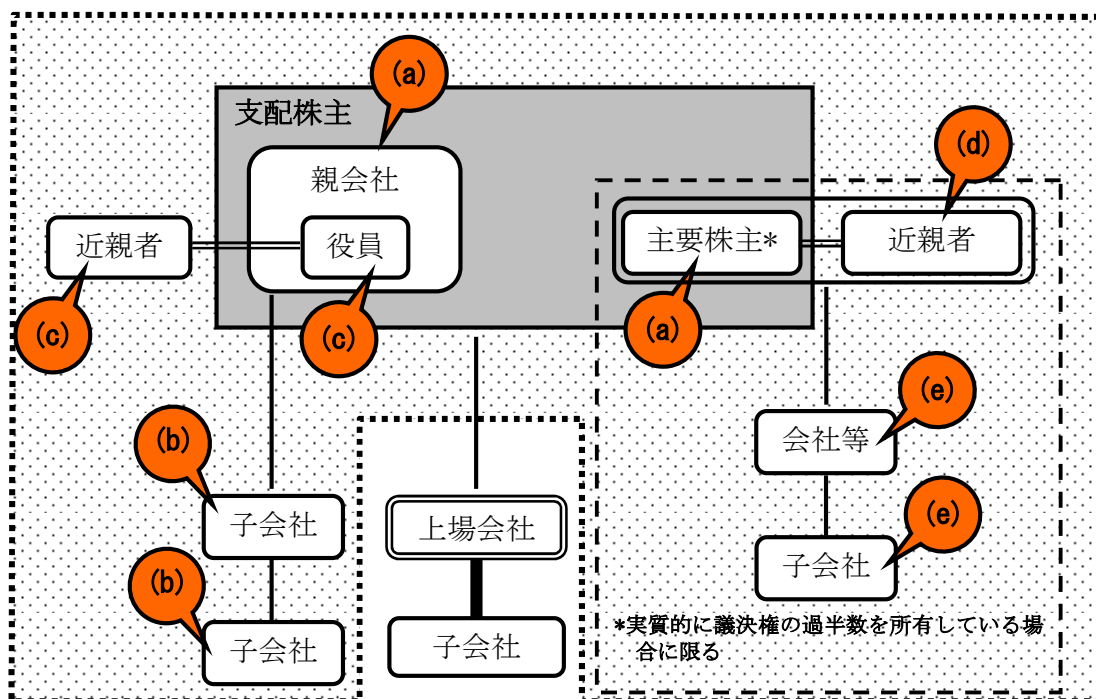
※ 上場会社又はその子会社等と支配株主その他適時開示等取扱いで定める者との間で行われている反復・継続的な営業取引については、通常、企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

【支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者】

※ 「支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者」とは、次の(a)～(e)のいずれかに該当する者をいいます。

- (a) 支配株主
- (b) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- (c) 上場会社の親会社の役員及びその近親者
- (d) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者
- (e) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前(d)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社を除く。）

支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者の範囲



【関連する場合】

- ※ 支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が「関連する場合」とは、原則として、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が、上場会社又はその子会社等との間の取引等の当事者となる場合とします。
- ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提としている場合に限ります。
- ※ 上場会社又はその子会社等が行う「公開買付け」については、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けに限ります。
- ※ 「公開買付け等に関する意見表明等」については、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等、又は、第三者が支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者からの取得を前提

として上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等に限りません。

- ※ 「新製品又は新技術の企業化」又は「新たな事業の開始」については、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者を見込んでいる場合が該当します。
- ※ 「ストック・オプションの付与」については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対してストック・オプションを付与する場合を含みます。
- ※ ファンドが、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者に該当しない場合でも、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者が、ファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合には、その関与の実態に照らして「関連する場合」と判断することがありますのでご注意ください。

② 企業行動規範に定める手続きの内容

- a 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手
- b 必要かつ十分な適時開示

【支配株主との間に利害関係を有しない者】

- ※ 「支配株主との間に利害関係を有しない者」には、例えば、買収防衛策導入会社の実務において実施されている特別委員会に相当するような第三者委員会や、支配株主と利害関係のない社外取締役又は社外監査役などが含まれます。

【少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手】

○ 意見の内容及び入手方法等に関する取扱い

- ※ 「当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」の内容については、例えば、取引等の目的、交渉過程の手続き（合併比率等に係る算定機関選定の経緯、決定プロセスにおける社外取締役又は社外監査役の関与など）、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行ったうえで、当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことについて言及したものが考えられます。
- ※ 合併、会社分割、株式交換及び株式移転等の組織再編行為に際して、支配株主と利害関係のない算定機関から対価の公正性等に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合（当該評価において、少数株主にとって不利益でないことに関して言及されている場合に限りません。）は、「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。ただし、合併比率算定書等の取得のみでは、「意見の入手」とは認められませんのでご注意ください。
- ※ 複数の行為を伴う取引等（例えば、支配株主による公開買付けの実施後に、上場会社が全部取得条項付種類株式の取得等による少数株主のスクイーズアウトを行うことを予定している場合など）については、一連の行為を一体のものとみなして「意見の入手」を行うことで足りるものとします。ただし、一連の行為とみなすことが

適当でない場合にあつては、個々の行為に係る具体的な内容等を決定する際に、個別に「意見の入手」を行うことが求められます。

※ 支配株主との重要な取引等が上場会社の子会社等の決定に係るものである場合の取扱いには以下のとおりとします。

- ・ 上場会社の子会社等がその意思決定に際して支配株主との利害関係を有しない者から意見の入手を行っている場合（当該意見が上場会社の少数株主にとって不利益でないことに係る内容を含むものである場合に限り、）は、上場会社が企業行動規範に基づく手続きを実施したものとして取り扱います（上場会社自身による別途の意見の入手は不要です。）。
- ・ 子会社等が入手した意見をもって企業行動規範に基づく手続きを実施したものとする場合には、その旨及び当該子会社等が入手した意見の概要について、適時開示資料に適切に記載してください。

○ 意見の入手の時期

※ 通常、重要な取引等を決定する日までに「意見の入手」を行うことが求められます。ただし、決定の際に当該重要な取引等に係る条件の全部又は一部が決まっていないため、適切な意見の形成が困難と認められる事情がある場合については、後日の条件決定の際に「意見の入手」を行うことができます（この場合、当初の適時開示において、意見の入手が未了である旨及び今後の見通しについて言及いただくことが必要となります。）。

○ 第三者割当に係る遵守事項との関係

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%以上となる第三者割当を行う場合に、適時開示等規則第34条第1号に基づいて入手する意見において、当該第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関して言及されているときは、本企業行動規範に基づく「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%未満の第三者割当を行う場合であっても、当該第三者割当に係る募集株式等の割当てを受ける者が、支配株主その他適時開示等規則取扱いで定める者である場合には、本企業行動規範に基づく「意見の入手」が必要となります（当該第三者割当について適時開示を要する場合（当該第三者割当に係る払込金額の総額（新株予約権の割当てを行う場合には、当該新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上である場合）に限り、）。

○ 適時開示に関する取扱い

※ 入手した意見の概要については、支配株主との間の重要な取引等に関する適時開示資料に記載する形で開示することが必要となります（意見書を入手した場合に、意見書そのものの開示を求めるものではありません。）。

※ 個々の開示すべき事実の実務上の取扱い等は、第2章から第6章を参照してください。

○ コーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載

※ 支配株主を有する上場会社は、支配株主との間の重要な取引等が、少数株主にと

って不利益なものでないことに関する意見の入手方法等に関する基本的な考え方について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載項目である「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適切に反映していただくことが望まれます。

【適時開示等規則第19条第1項等】

○ その他

- ※ 名証は、必要に応じて、上場会社が支配株主との重要な取引等に関する適時開示を行った際などに、企業行動規範に基づく手続きの履行状況を証明する書類の提出等を求めることがあります。

2. 内国株式関係の提出書類一覧

上場会社は、適時開示等規則で定めるところにより、名証に対して書類の提出等を行うことが義務付けられています。また、上場会社は、名証が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出することが義務付けられており、名証が必要と認める場合には公衆の縦覧に供されることとなります。

【適時開示等規則第20条関係】

なお、上場会社が、適時開示等規則に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して書類の提出等に係る改善報告書の提出を求めることがありますので、十分に留意してください。

【適時開示等規則第50条関係】

内国株式関係の提出書類一覧表は、適時開示等規則や金融商品取引法の定めに基づき上場会社が名証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

各種申請書等の様式ダウンロード及び書類提出については、名証上場会社専用サイト「上場会社通信」よりお願いします。

名証ホームページ (<http://www.nse.or.jp/>) ⇒ トップ画面右の「上場会社通信」ボタン押下⇒

ユーザーID・パスワード入力⇒MENU：提出書類様式・提出

【内国株式関係の提出書類一覧表】

[凡例]

法……金融商品取引法

令……金融商品取引法施行令

規……有価証券上場規程

要……有価証券上場規程に関する取扱い要領

開……上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

取……上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

◎……提出書類様式については、上場会社通信からダウンロードしてご提出ください。

△……提出書類様式については、名証自主規制グループ（上場管理担当）にお問い合わせください。

(1) 株主総会関係

① 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 決算取締役会決議通知書 ※総会付議議案の内容決定後に提出してください。	決議後直ちに	取10(2)j	上場会社通信より提出 ◎
(2) 株主総会招集通知書及びその添付書類（ 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。 ）	発送日までに	取10(4)a	TDnet登録 ー

※ 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※ (2)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※ [\(2\)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。](#)

② 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通信より提出 ◎
(2) 基準日に関する日程表 ※(1)で必要事項（公告予定日、基準日及び株主総会開催日）を通知した場合は不要	基準日の3週間前まで	〃	上場会社通信より提出 ー
(3) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書 ※(1)で決議内容も通知した場合は不要	決議後直ちに	取10(2)k	上場会社通信より提出 ◎
(4) 臨時株主総会招集通知書及びその添付書類（ 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。 ）	発送日までに	取10(4)a	TDnet登録 ー

※ 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※ (4)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※ [\(4\)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。](#)

(2) 定期的に提出する書類

① 株式の分布状況表

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
株式の分布状況表	事業年度経過後2か月以内に で判明後遅滞	取10(7)	上場会社通信より提出 ◎

	なく			
--	----	--	--	--

② 上場株式数報告書（月間報告）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
上場株式数報告書（月間報告）	翌月初 （7日まで）	取10(5)a(a)	上場会社通 信より提出	◎

※ 潜在株式がある場合（権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合）に、権利行使開始日の属する月の翌月から提出してください。

(3) 新株式発行等関係

① (3)②～⑩において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※E D I N E Tでこれに相当するものを提出した場合は不要	作成後直ちに	取10(1)b等	書面での提出	—
(2) 発行登録追補目論見書 ※E D I N E Tでこれに相当するものを提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(3) 発行登録効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※発行登録書の提出を要しない場合は(4)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(4) 発行登録通知書写し（変更通知書の写しを含む） ※発行登録書の提出を要しない場合のみ提出	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 発行登録取下届出書写し	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	〃	上場会社通 信より提出	—
(6) 需要状況の調査開始通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	△

※ 「(3)⑧新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、それぞれ、上記(1)・(2)に係る根拠条文を開20条②と、(3)～(6)に係る根拠条文を取10(1)cの2と読み替える。

※ 「(3)⑧新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、上記(6)に係る提出書類を「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」と読み替える。

② 公募増資

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し	安定操作取引 可能期間の初 日の前日まで （令第22条第 2項から第4 項）	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通 信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通 信より提出	△

(7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決定後直ちに 確定後直ちに	〃 〃	上場会社通信より提出 〃	△ —
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(11)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 有価証券上場申請書	発行条件確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(10) 発行新株式数確定通知書 ※新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(11) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—

※ 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、当該項目の書類の提出が必要になります。

③ 株主割当増資

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(2) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(3) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(6) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(9)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(7) 新株式の上場申請 a 発行日取引を行う場合 有価証券上場申請書（発行日取引） b 発行日取引を行わない場合 有価証券上場申請書	権利落日の3週間前まで 払込期日の3週間前まで	規9条① 規9条②	上場会社通信より提出 〃	△ ◎
(8) 発行新株式数確定通知書 ※新株予約権等を発行している場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(9) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—

④ 第三者割当増資

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—

(3) 目論見書（訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(7)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の3週間前 （決議後）	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(6) 発行新株式数確定通知書 ※失権株が発生した場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	◎
(7) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(8) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ ※その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出	安定操作取引可能期間の初日の前日まで （令第22条第2項から第4項）	〃	上場会社通信より提出	—
(9) 譲渡報告に関する確約書写し	株式の割当後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(10) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当増資後割当株式の譲渡が生じた場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに （決議日の前営業日まで）	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと （3年以内に限り）	株券上場廃止基準2条① (9)の2、同取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ (11)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

※ (12)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

⑤ 株式の売出し

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 株式売出日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む）	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで （令第22条第2項から第4項）	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(7) 売出価格通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通	△

算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書			信より提出	
a 算式表示による売価格通知書	〃	〃	〃	—
b 売価格の確定値通知書	確定後直ちに	〃	〃	—
※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ				
(8) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—

※ 開示を行わない売出し（金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）について、当該売出しが取締役会等の業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合には、当該売出しの内容（価格、株数及び受渡期日等）を記載した書類の提出が必要となります。

⑥ 自己株式処分に係る募集

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 自己株式処分日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書（訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(5)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	上場会社通信より提出	—
(6) 処分株式数確定通知 ※第三者割当て失権株が発生した場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	◎
(7) 譲渡報告に関する確約書写し ※第三者割当ての場合のみ	株式の割当て後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(8) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当ての場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当ての場合のみ	作成後直ちに （決議日の前営業日まで）	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(10) 業務提携、第三者割当て増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。 ※第三者割当ての場合のみ	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当てに伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと （3年以内に限り）	株券上場廃止基準2条① (9)の2、同 取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ (9)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

⑦ 新株予約権の発行（ストック・オプションの発行を含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 新株予約権発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—

(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引 可能期間の初 日の前日まで (令第22条第 2項から第4 項)	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通 信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通 信より提出	△
(7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの 通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃 〃	上場会社通 信より提出 〃 〃	△ — —
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書 写しを含む) ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合は (13)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—
(9) 新株予約権の行使に伴う上場申請等 a 新株式を発行する可能性がある場合 有価証券上場申請書(包括) b 新株式を発行しない場合(行使に際してすべて自己株 式で代用交付する場合) 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使請求期間 開始日の3週 間前 (決議後) 〃	規9条② 開20条②	上場会社通 信より提出 〃	◎ ◎
(10) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ	確定後直ちに	取10(2)1	上場会社通 信より提出 (開示資料 で代用可)	△
(11) 新株予約権の消滅に関する報告書 ※行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ	判明後速やか に	開20条②	上場会社通 信より提出 (開示資料 で代用可)	◎
(12) 上場株式数等報告書(月間報告)	翌月初 (7日まで)	取10(5)a	上場会社通 信より提出	◎
(13) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む)及びその 添付書類 ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合の み	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—
(14) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに (決議日の前 営業日まで に)	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(15) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末 日から1年を 経過すると	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同 取扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ (14)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

⑧ 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 新株予約権無償割当日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)c	上場会社通 信より提出	—
(2) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書 写しを含む)	受領後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—

※届出書の作成を要しない場合は(4)を提出する。				
(3) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要	作成後直ちに	開20条②	書面での提出	—
(4) 有価証券通知書の写し(変更通知書を含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)c	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書(新株予約権証券) ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規9条①	上場会社通信より提出	△
(6) 確約書 ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規10条の3②	上場会社通信より提出	△
(7) 増資の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施したときのみ。	上場申請日	要13の3(2)a	上場会社通信より提出	△
(8) 株主の意思確認の結果について記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして株主総会決議などによる株主の意思確認を実施したときのみ。	意思確認手続き終了後直ちに	要13の3(2)b	上場会社通信より提出	△
(9) 新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規9条① 開20条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(10)有価証券上場申請書(包括)	行使請求期間 開始日の3週間前 (決議後)	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(11)新株予約権の行使報告 ※上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ	確定後直ちに	取10(5)b	上場会社通信より提出	△
(12)上場株式数等報告書(月間報告)	翌月初 (7日まで)	取10(5)a	上場会社通信より提出	◎
(13)新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合	確定後直ちに	取10(2)1	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(14)上場廃止同意書 ※新株予約権証券が上場している場合のみ	上場廃止の3週間前までに	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ 新株予約権証券の上場を希望される場合には、事前に名証自主規制グループ(上場監理担当)に相談してください。

⑨ 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書(仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△

(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(7) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書） 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	△
a 算式表示による発行価格通知書（算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書）	〃	〃	〃	△
b 発行価格の確定値通知書（新株予約権の条件等の確定に関する通知書）	確定後直ちに	〃	〃	△
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 新株予約権の行使に伴う上場申請等				
a 新株式を発行する可能性がある場合 有価証券上場申請書（包括）	行使請求期間 開始日の3週間前（決議後）	規9条②	上場会社通信より提出	◎
b 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	〃	開20条②	〃	◎
(10) 上場株式数等報告書（月間報告）	翌月初 （7日まで）	取10(5)a	上場会社通信より提出	◎
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに （決議日の前営業日まで に）	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(12) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと （3年以内に 限る）	株券上場廃止 基準2条①(9) の2、同取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ (11)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

※ 新規上場申請に係る提出書類、申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。

⑩ 優先株の発行

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 優先株発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引 可能期間の初日の前日まで （令第22条第2項から第4項）	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(7) 優先株発行価格通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	△

(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 転換の条件に関する通知書	決定後直ちに	取10(2)1	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	△
(10) 有価証券上場申請書（優先株の転換分）	行使請求期間開始日の3週間前（決議後）	規9条②	上場会社通信より提出	△
(11) 上場株式数等報告書（月間報告）	翌月初（7日まで）	取10(5)a	上場会社通信より提出	◎
(12) 譲渡報告に関する確約書写し ※第三者割当の場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ	株式の割当後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(13) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当の場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(14) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(15) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く ※第三者割当の場合のみ	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(16) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ	事業年度の末日から1年を経過すること（3年以内に限る）	株券上場廃止基準2条①(9)の2、同取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ (9) 及び(10)は、上場株券への転換が行われる優先株を発行する場合のみ必要となります。

※ (14)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

※ 新規上場申請に係る提出書類、申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。

⑪ 株式無償割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式無償割当て日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)c	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券上場申請書	効力発生日の3週間前（決議後）	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(3) 発行新株式数確定通知書 ※新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	△

⑫ 株式分割

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式分割日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)d	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の3週間前（決議後）	規11条①	上場会社通信より提出	◎
(3) 増加新株式数確定通知書 ※変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	◎

⑬ 株式併合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式併合日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)d	上場会社通信より提出	—
(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場廃止となる見込みがある場合に限る。 ※株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	—
(3) 会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	取10(1)d	TDnet登録	—
(4) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の4週間前（決議後）	規11条①	上場会社通信より提出	◎
(5) 減少株式数確定通知書 ※変更上場申請までに減少する株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	◎
(6) 会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1)d	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑭ 株式交換

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式交換契約書（覚書等を含む）写し	契約等締結後直ちに	取10(1)f	上場会社通信より提出	—
(2) 株式交換日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 株式交換比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規程の適用（簡易組織再編）を受ける場合を除く	作成後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※以下に掲げる場合のみ ①他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社）又は当該他の会社の親会社（非上場会社）の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る） ②非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合	決議後速やかに	〃	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場申請書 ※新株を発行する場合のみ	効力発生日の3週間前まで	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書 ※株式交換に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請まで発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	◎
(8) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1)f	TDnet登録	—
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※他の会社の完全子会社となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

- ※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。
- ※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※ 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑮ 株式移転

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 契約書（覚書等を含む）写し又は計画書写し	契約等締結後直ちに	開20条②	上場会社通信より提出	—
(2) 株式移転日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)g	上場会社通信より提出	—
(3) 株式移転比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※他の会社と共同して株式移転を行う場合のみ	作成後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る）のみ	決議後速やかに	〃	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場廃止同意書 ※他の会社の完全子会社となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

- ※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。
- ※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※ 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑯ 合併

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 合併契約書（覚書等を含む）写し	契約等締結後直ちに	取10(1)h	上場会社通信より提出	—
(2) 合併日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 合併比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は完全子会社と合併する場合を除く。	作成後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※以下に掲げる場合のみ ①上場会社が合併により解散する場合（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る） ②非上場会社を吸収合併する場合	決議後速やかに	〃	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置	〃	TDnet登録	—

	く日までに			
(6) 有価証券上場申請書 ※新株を発行する場合のみ	効力発生日の 3週間前まで	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書 ※合併に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申 請まで発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	◎
(8) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開 示書類）の写し	効力発生日後 速やかに	取10(1)h	TDnet登録	—
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※上場会社が被合併会社となる場合のみ	確定後遅滞な く	開20条②	上場会社通 信より提出	△

※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 吸収合併存続会社となる非上場会社の株券等又は新設合併設立会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑰ 会社分割

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 分割契約書（覚書等を含む）写し ※吸収分割の場合のみ	契約等締結後 直ちに	取10(1)i	上場会社通 信より提出	—
(2) 会社分割日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 株式割当比率に関する見解を記載した書面（当事会社以 外の算定機関作成のもの） ※以下に掲げる場合のみ ①他の上場会社と吸収分割を行う場合 ②他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 ③非上場会社と吸収分割を行う場合* ④非上場会社と共同して新設分割を行う場合* *上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項又は第 805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は 完全子会社と会社分割を行う場合を除く。	作成後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(4) 会社分割概要書	決議後速やか に	〃	上場会社通 信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項 に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置 く日までに	〃	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場申請書 ※上場会社が新株を発行する場合のみ	効力発生日の 3週間前まで	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書 ※分割に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申 請まで発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	◎
(8) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条 第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後 速やかに	取10(1)i	TDnet登録	—

※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 新設分割会社等の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 有価証券上場申請書	申請時	規3条①	書面での提出
(2) 上場申請に係る宣誓書	〃	規3条の2	書面での提出
(3) 上場申請決議取締役会議事録の写し（代表者の原本証明付）	〃	規3条③	書面での提出
(4) 上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書	〃	〃	書面での提出
(5) 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）（2部及びPDFファイル）	〃	〃	書面での提出
(6) 株券上場契約書	会社設立後直ちに	規8条	書面での提出
(7) 定款（代表者の原本証明付）	作成後直ちに	規3条③	書面での提出
(8) 諸規則集の写し（株式事務取扱規程写し（代表者の原本証明付）を含む）	〃	〃	書面での提出
(9) 従業員持株会規約及びその細則の写し	〃	〃	書面での提出
(10) 株式事務代行委託契約（内諾）書（覚書）の写し（代表者の原本証明付）	契約締結後直ちに	〃	書面での提出
(11) 会社法事後開示書類の写し	効力発生日後速やかに	取10(8)	TDnet登録
(12) 登記手続き a 登記日に登記申請を行ったことを証する書類（受領証又は受領印の押印された申請書の写し） b 登記事項証明書	登記日 登記完了後直ちに	開20条② 規3条③	書面での提出（FAX送信可）
(13) その他名証が必要と認める書類		開20条②	書面での提出

※ その他の申請書類及び申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場監理担当）にお問い合わせください。

(4) 権利の割当て等

① 剰余金の配当

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書 ※定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ（会社法第454条第5項又は第459条による）	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通信より提出 ◎
(2) 基準日に関する日程表 ※通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は不要	基準日の3週間前まで	〃	上場会社通信より提出 一
(3) 臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 ※剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合のみ	作成後直ちに	取10(1)e	上場会社通信より提出 一

② その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 基準日等に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通信より提出 △
(2) 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに	取10(2)b、c	上場会社通信より提出 一
(3) 基準日に関する日程表 ※通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は不要	基準日の3週間前	取10(2)f	上場会社通信より提出 一

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)n	上場会社通信より提出 △

(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
事業の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	取10(1)j	上場会社通信より提出 ◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(6) 子会社等の異動

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
異動子会社に関する概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	子会社等の異動後速やかに	取10(1)k	上場会社通信より提出 ◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

(7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
事業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	取10(1)l	上場会社通信より提出 ◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

(8) 業務上の提携

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
業務提携、第三者割当増資等概要書 ※非上場会社との業務上の提携に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出 ◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

(9) 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合のみ ①上場廃止となる見込みがある公開買付け	作成後直ちに	取10(1)m	上場会社通信より提出 —

②上場子会社に対する公開買付けを行う場合				
(2) 有価証券上場申請書 ※公開買付けの対価として新株式を交付する場合のみ	公開買付けの 決済の開始日 の3週間前	規9条②	上場会社通 信より提出	△
(3) 発行（交付）株式数確定通知書 ※公開買付けの対価として新株式又は自己株式を交付する 場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	△

(10) 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
買付け等の価格に関する見解を記載した書面 （当事会社以外の算定機関作成のもの） ※以下に掲げる場合のみ ①上場廃止となる見込みがある公開買付け ②MBOの場合（公開買付者が当該上場会社の役員、当該上 場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであ って当該上場会社の役員と利益を共通にする者）若しく は公開買付者が当該上場会社の支配株主である場合	作成後直ちに	取10(1)n	上場会社通 信より提出	—

(11) 全部取得条項付種類株式の全部の取得 （新設）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 全部取得の対価に関する見解を記載した書面（当事会社 以外の算定機関作成のもの） ※上場廃止となる見込みがある場合に限る。 ※全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の 手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買 付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式 の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を 取得しないときを除く。	決議後速やか に	取10(1)r	上場会社通 信より提出	—
(2) 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示 書類）の写し ※上場廃止となる見込みがある場合に限る。	適時開示後、 本店に備え置 く日までに	取10(1)r	TDnet登録	—

(12) 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認 （新設）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 売渡対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の 算定機関作成のもの） ※株式等売渡請求に係る承認の場合に限る。 ※株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二 段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買 付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承 認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しない ときを除く。	決議後速やか に	取10(1)s	上場会社通 信より提出	—
(2) 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示 書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置 く日までに	取10(1)s	TDnet登録	—

(13) 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
提出期限延長に係る承認通知書の写し	受領後直ちに	開20条②	上場会社通信より提出

(14) 定款変更関係

① 事業年度の末日（決算期）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 取締役会決議通知書（「事業年度の末日（決算期）変更通知書」） ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)v	上場会社通信より提出
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(1)p	上場会社通信より提出
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	〃	TDnet登録

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通信より提出
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の3週間前まで	規11条①	上場会社通信より提出
(3) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録
(4) 変更後の株式取扱規則	〃	取10(2)q	上場会社通信より提出

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ (4)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

④ 商号変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通信より提出
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の3週間前まで	規11条①	上場会社通信より提出
(3) 変更後の定款	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録
(4) 変更後の株式取扱規則	〃	取10(2)q	上場会社通信より提出

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 転換社債型新株予約権付社債又は優先株が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請を行ってください。

※ (4)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

⑤ 本店（本社）所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 株式事務担当課等通知書	決議後直ちに	取10(2)t	上場会社通信より提出 ◎
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録 ー

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑥ その他の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
変更後の定款	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録 ー

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(15) 自己株式関係

① 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
変更後の定款 ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録 ー

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 自己株式の消却

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
有価証券変更上場申請書	決議後直ちに	規11条①	上場会社通信より提出 ◎

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 自己株式処分に係る募集

※ 自己株式処分に係る募集に関しては、「(3)⑥ 自己株式処分に係る募集」の項目を参照してください。

(16) 株式事務関係

① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 株主名簿管理人変更通知書	決議後直ちに	取10(2)r	上場会社通信より提出 ◎
(2) 変更後の株式取扱規則	変更後遅滞なく	取10(2)q	上場会社通信より提出 ー

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ (2)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

② 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
制定又は変更後の株式取扱規則	変更後遅滞なく	取10(2)q	上場会社通信より提出 ー

※ 書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

(17) 代表者等の変更

① 代表者（名証に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 代表者関係通知書	変更事由発生後直ちに	開20②	上場会社通信より提出 ◎
(2) 取引所規則の遵守に関する確認書	異動後直ちに	取10(1) n の2	上場会社通信より提出 ◎

※ (1)については、異動前（内定時）に提出して下さい。

※ (2)については、代表者の氏名を自筆で署名したものをPDF化し、提出して下さい。

② 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
情報取扱責任者変更通知書	変更前なるべく早く	開17条	上場会社通信より提出 ◎

③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
株式事務担当課等通知書	変更前なるべく早く	開20条②	上場会社通信より提出 ◎

(18) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく	開19条	TDnet登録 ー

※ 変更内容が開19条第2項に規定する「当取引所が定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項、「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項）に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

(19) 独立役員届出書の内容の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
独立役員届出書	変更が生じる日の2週間前まで	取16	TDnet登録 ◎

※ 独立役員届出書の提出に係る留意事項については、「第7章 企業行動規範の概要」における「独立役員の確保に係る実務上の留意事項について」を参照してください。

※ 既に届出済みの独立役員が社外取締役又は社外監査役として再任する場合で、独立役員届出書の記載内容に変更がない場合は、提出は不要です。

(20) 企業行動規範関係

① 書面による議決権行使等の定めに係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
書面による議決権行使等の定めに係る報告	※に該当した	開53条②	上場会社通 ー

	場合直ちに		信より提出	
--	-------	--	-------	--

※ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めないこととした場合

② 上場会社の機関に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
上場会社の機関に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出	—

※ (1) 取締役会、(2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）、(3) 会計監査人を置いていない又は置かないこととした場合

③ 公認会計士等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
公認会計士等に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出	—

※ 会社法上の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない場合又は選任しないこととした場合

④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出	—

※ 上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定していない場合又は決定しないこととした場合

⑤ 取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出	—

※ 上場会社の取締役・監査役・会計監査人・委員が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条に基づく資格等ではない場合又はなくなった場合

(21) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠規定	備考	
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通信より提出	△

(22) その他の注意事項、提出方法の取扱い

EDINETで提出された法定開示書類の取扱い	金融商品取引法に基づき上場会社に作成及び内閣総理大臣等への提出が義務付けられている各種の法定開示書類等（有価証券通知書及び発行登録通知書を除く。）について、法令の定める開示用電子情報処理組織（EDINET）を通じて提出している場合には、原則として、書面によりその写しをご提出いただく必要はありません。 ※ 有価証券通知書及び発行登録通知書については、EDINETにてご提出された電子ファイルを提出してください。 ※ システムトラブル等の事由により、法定開示書類等を書面により内閣総理大臣等に提出された場合には、書面の写し（正本1部）を提出してください。
------------------------	---

委員会等設置会社である場合の取扱い	委員会等設置会社である上場会社は、提出書類一覧表の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」又は「決定後速やかに」と読み替えてください。また、提出書類を提出する場合において、提出書類の様式に「取締役会の決議」など委員会設置会社の体制にそぐわない表現がある場合は、委員会設置会社の形態にあわせて必要な修正を加えた上で、書類を作成してください。
-------------------	--

提出方法の取扱い	○「開示資料で代用可」とは、適時開示等規則に基づきTDnetにより開示した資料において名証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該公開資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。 ○「上場会社通信より提出」とは、名証上場会社専用サイト「上場会社通信」により当該書類を提出することをいいます。なお、<u>「上場会社通信」で提出する場合は、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。</u> ○「TDnet登録」とは、TDnetにより、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、定款などの公衆縦覧書類を登録することをいいます。また、この場合、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。
----------	---

各種申請書等の様式ダウンロード及び書類提出については、名証上場会社専用サイト「上場会社通信」よりお願いします。

名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp/>) ⇒ トップ画面右側の「上場会社通信」ボタン押下 ⇒ ユーザーID・パスワード入力 ⇒ MENU：提出書類様式・提出

※上場会社通信ユーザーID・パスワードを失念された場合には、再発行申請手続（「上場会社通信ID・PW 再発行申請書」の提出）が必要となります。

※お問い合わせ先

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
〒460-0008 名古屋市中区栄3-8-20
TEL:052-262-3174 FAX:052-264-4702 mail:syoken@nse.or.jp